

当面の再発防止対策について

平成24年10月17日

- 公取からの改善措置要求等を受け、背景・原因を踏まえた全般的な再発防止対策は引き続き検討。
- 今回の事態を深刻に受け止め、直ちに実施すべき対策を緊急的にとりまとめたところ。

1. コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

- ・ 地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置。コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図る。
- ・ コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。

2. 入札契約手続きの見直し

(1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

- #### (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しを検討

3. 情報管理の徹底

- (1) 情報管理・伝達ルールの明文化と厳守（規程類等の整備、情報漏洩の防止等に対するマネジメントの実施等一元的な情報管理体制の整備・構築）
- (2) その他技術的セキュリティに対する強化等情報管理の徹底

4. ペナルティの強化

- (1) 高知県内事務所発注の入札参加者から、当分の間、誓約書の提出の義務づけ（違反者には指名停止期間の加重等）
- (2) 談合業者のうち首謀者に対するペナルティの強化

（案）確定した排除措置命令等において首謀者であるとされている業者：違約金10%→15%

（現行はWTO対象工事で、かつ、確定判決において首謀者であることが明らかとされている者）

5. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- ・ 地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図る。

6. 再就職の自粛要請

- ・ 今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

2. 入札契約手続の見直し

不正が発生しにくい入札契約制度への見直しに関する基本的な考え方（検討メモ）

1 今回発生したこと

入札書の提出締切日前までに、国土交通職員から特定の企業に対して以下の情報を教示。

(1)入札参加業者の名称、(2)技術評価点、(3)予定価格等

2 入札契約手続見直しの視点

○できる限り、個人の不正が入り込む隙のないシステムとして再構築すること。

○合わせて、特定の企業に対して不公正な評価ができないシステムとすること。

3 当面の対策

(1) 予定価格作成時期の後倒し

○予定価格の作成を入札書提出後にすることで、予定価格の漏洩を防止

(2) 入札書と技術提案書の同時提出

○入札書と技術提案書を同時提出させることで、技術評価点の漏洩を防止

(3) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

○積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定し、これら情報が漏洩することを防止

(4) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底

○各種資料における業者名のマスキングを徹底することにより、入札参加業者名を知る者の数を限定し、情報漏洩を防止

○技術提案書における業者名のマスキングを徹底することにより、特定の業者に対する不公正な評価を防止

4 試行の実施

(1) 地方整備局及び北海道開発局が発注する一般土木工事及び港湾土木工事のうち総合評価方式による事務所及び開発建設部の発注する工事（全部又は一部）において、別紙のとおり入札契約手続の見直しを試行する。

(2) 試行により、手続きに要する日数や入札参加者の事務負担の変化、業務遂行の能率の低下やミスの発生リスクの増大などの状況について検証し、効率的と厳格性の両立を図る工夫をする。

(3) 試行を通じて電子申請システムの改修等が必要となる事項についても検証する。

5 検討スケジュール

11月22日（予定） 第2回再発防止対策検討委員会（基本的な考え方を報告）

年度内 試行の実施

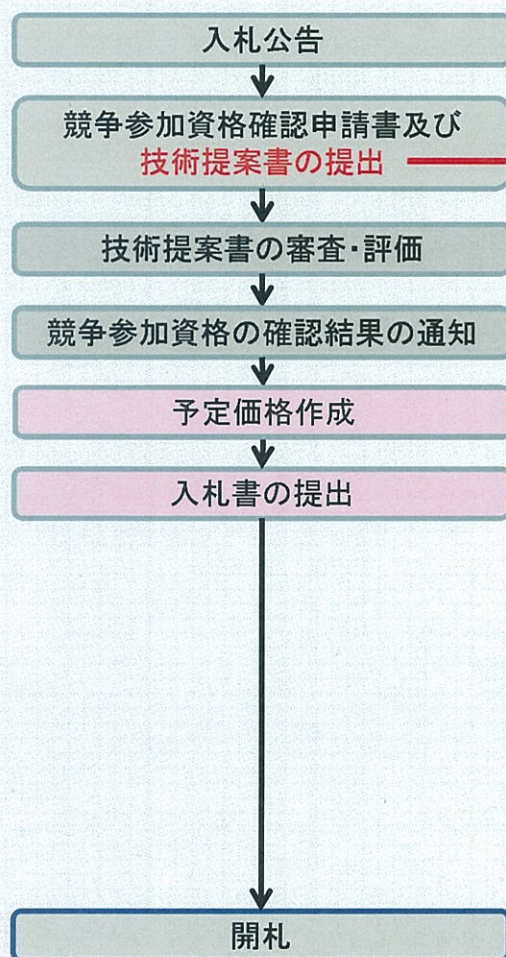
来年度 関係通達等を整備し本格実施

※ システム改修のスケジュールについては、試行を踏まえて決定。

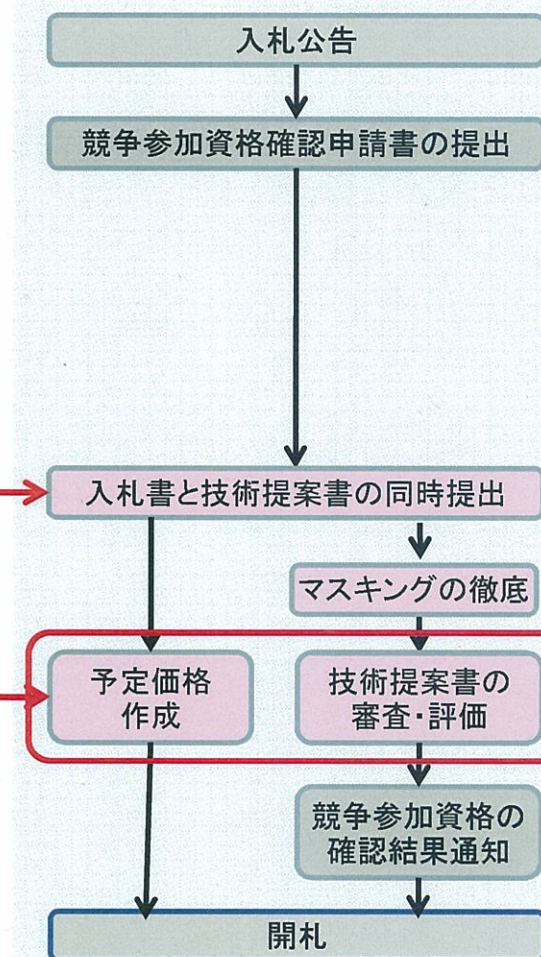
(別紙3)入札契約手続きの見直し

- (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しを検討

(現状の手続きの例)



(当面の対策)



積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保